

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【規則】

- 岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則の一部を改正する規則

地球温暖化対策室

【告示】

- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除
- 特定施設の設置許可申請
- 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく岡山県計画の変更

環境管理課

〃

水産課

【公告】

- 落札者等の決定
- 未利用県有地売却の実施
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

財産活用課

〃

県民生活交通課

〃

畜産課

監理課

建築指導課

- 種畜証明書の書換交付
- 建設業の許可の取消し
- 道路の位置の指定
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

〃

- 〃
- 〃

〃 〃

経営推進室

【選挙管理委員会】

- 未利用県有地売却の実施
- 政治団体の名称等の公表
- 政治団体の代表者等の異動
- 政治団体の解散
- 資金管理団体の名称等の公表
- 資金管理団体の届出事項の異動

選挙管理委員会

〃

〃

〃

◎岡山県規則第六号

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年二月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則（平成十四年岡山県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第一号中「すべて」を「全て」に、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」に改め、同条第三号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に、「第八条」を「第八条の表の中欄」に改め、「（被けん引車並びに三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）」を削り、同条第四号中「すべて」を「全て」に、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第八十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十二年岡山県告示第二十九号により指定した区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の全部について指定を解除する。

平成二十六年二月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定を解除する形質変更時要届出区域

津山市一方字春田才一一七番二の一部、一一七番一九の一部、同字才防田四二九番

一の一部、同字才防田字大根畑字権垣四二九番三の一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

ジクロロメタン

◎岡山県告示第八十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年二月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 丸大食品株式会社

住 所 大阪府高槻市緑町21番3号

氏 名 代表取締役社長 百 済 徳男

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 丸大食品株式会社 岡山工場

所在地 岡山県津山市領家1010-1

平成26年2月28日 岡山県公報 第11563号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設	新 設	新 設	新 設	新 設					
種	類	2-イ (A-1~4) 畜産食料品製造業の用に 供する原料処理施設 (スライサー)	2-イ (A-5) 畜産食料品製造業の用に 供する原料処理施設 (細切機)	2-イ (A-6~7) 畜産食料品製造業の用に 供する原料処理施設 (浸漬装置)	2-イ (A-8) 畜産食料品製造業の用に 供する原料処理施設 (ミキサー)	2-ロ (A-9) 畜産食料品製造業の用に 供する洗浄施設 (シンク)					
能	力	12,000kg/h (4基合計)	3,000kg/h	容量2,500kg (2基合計)	処理量600ℓ	容量210ℓ					
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設	既設	既設	既設	既設					
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設	既設	既設	既設	既設					
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後	許可後	許可後	許可後	許可後					
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 並びにその使用に季節的変動がある場合 はその概要		連続9時間	連続9時間	連続9時間	連続9時間	連続9時間					
使用時においてか 当該特定施設から 排出される汚染状 態の水等の通常の 値及びその最大 値並びに最大 の汚水量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	2	4	0.5	1	1	2	0.5	1	1	2
	p H	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	BOD (mg/ℓ)	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	COD (mg/ℓ)	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	S S (mg/ℓ)	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
	油 分 (mg/ℓ)	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800
	T-N (mg/ℓ)	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
	T-P (mg/ℓ)	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
	大腸菌群数(個/cm ³)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成26年2月28日 岡山県公報 第11563号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区	分	新				設
工場又は事業場における施設番号		B-1				
種類		工場排水処理場				
構造		鉄筋コンクリート				
主要寸法		26,650×10,000 (mm)				
能力		100m ³ /日				
処理の方法		活性汚泥法				
工事着手予定年月日		既設				
工事完成予定年月日		既設				
使用開始予定年月日		許可後				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区	分	処 理 前		処 理 後	
			通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)		80	98	80	98
	p H		5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	B O D (mg/ℓ)		2,000	2,000	20	20
	C O D (mg/ℓ)		1,200	1,200	20	20
	S S (mg/ℓ)		2,500	2,500	20	20
	油 分 (mg/ℓ)		800	800	5	5
	T-N (mg/ℓ)		60	60	20	20
	T-P (mg/ℓ)		15	15	2	2
大腸菌群数(個/cm ³)		10,000	10,000	3,000	3,000	

平成26年2月28日 岡山県公報 第11563号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 1		雨水	
	新設		新設	
区分	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	80	98	-	-
pH	5.8~8.6	5.8~8.6	-	-
BOD (mg/ℓ)	20	20	-	-
COD (mg/ℓ)	20	20	-	-
SS (mg/ℓ)	20	20	-	-
油分 (mg/ℓ)	5	5	-	-
T-N (mg/ℓ)	20	20	-	-
T-P (mg/ℓ)	2	2	-	-
大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000	3,000	-	-

備考 既設の事業場が事業内容等の変更により瀬戸内海環境保全特別措置法の対象事業場となったものであり、取扱い上は新設であるが周辺公共用水域への排水量及び汚濁負荷量の増加はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成26年2月28日から同年3月21日まで
- (2) 場所 岡山県環境文化部環境管理課及び津山市役所

◎岡山県告示第八十九号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項の規定により、岡山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を変更したので、その関係書類を岡山県農林水産部水産課に備え置いて、縦覧に供する。

平成二十六年二月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

平成26年2月28日 岡山県公報 第11563号

〔八二〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十六年二月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 落札に係る物品及び数量

岡山県庁舎で使用する電気

使用予定電力量一二、六八〇、二二九キロワット時（三年間）

二 納入期間

平成二十六年四月一日午前零時から平成二十九年三月三十一日午後十二時まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県総務部財産活用課

岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

平成二十六年二月七日

五 落札者の氏名及び住所

中国電力株式会社

岡山県岡山市北区青江二丁目六番五一号

六 落札金額

一九九、二七九、〇五四円（消費税額及び地方消費税の額を含まない。）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成二十五年十二月二十日

〔八三〕次のとおり未利用県有地の売払いを実施する。

平成二十六年二月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 物件の概要

所在地	地目又は構造	面積（平方メートル）	予定価格（最低売払価格）	受付期限
土地 岡山市東区可 知四丁目三八 四番七	宅地	六八五・五八	二八、六六〇、 〇〇〇円	平成二十六年 七月三十一日 (木)

二 申込みの資格

日本国内に住所、事務所又は事業所を有する個人又は法人であること。ただし、次に掲げる者は除く。

- 1 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の三第一項に規定する者
- 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項に規定する者
- 3 知事が地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当すると認められた者であつて、その認めた時から三年を経過しないもの
- 4 申込者又はその役員が岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第一号に規定する暴力団又は同条第三号に規定する暴力団員等（以下「暴力団等」という。）である者
- 5 申込者又はその役員が暴力団等の統制下にある者
- 6 申込者又はその役員が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 申込者又はその役員が岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領別表一に掲げる措置事由に該当すると認められる者
- 8 その他知事が不相当と認める者

三 用途制限

売払い物件については、売買契約書に次に掲げる用途に使用することを制限する条件を付すとともに、これらの用途に使用するおそれのある第三者へ転売し、又は貸し付けることを禁止する。

1 岡山県暴力団排除条例第二条第四号に規定する暴力団事務所その他これに類する施設の用に供すること。

2 契約の締結の日から五年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業及び同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供すること。

四 申込方法及び留意事項

1 県有財産買受申出書に必要な事項を記入の上、2の印鑑登録証明書又は印鑑証明書に係る印鑑を押印し、一の受付期限までに岡山県総務部財産活用課に提出すること。

2 添付書類

次により発行日から三月以内の証明書を添付すること。

(1) 個人の場合 印鑑登録証明書 一通

住民票 一通

誓約書 一通

(2) 法人の場合 現在事項全部証明書 一通

印鑑証明書 一通

役員名簿 一通

誓約書 一通

3 原則として、先着順の売払いとなること。ただし、買受予定者を決定するまでの間に複数の者から申込みがある場合は、先着順の売払いによる随意契約を取りやめ、一般競争入札による売払いとする場合がある。

4 電話、ファクシミリ又は電子メールでの申込みはできないこと。

5 現状での引渡しになるので、必ず物件の下見と現状の確認を行った上で申し込むこと。

五 申込資格の確認

1 申込資格を審査し、申込資格があると認められた者に対しては、先着順の売払いとする場合には、県有財産買受申出受付確認書により、県有財産買受申出書の提出日か

ら起算して十五日以内に通知する。ただし、一般競争入札による売払いとする場合には、別途その旨を通知する。

2 申込資格を審査し、申込資格がないと認められた者に対しては、県有財産買受申出不適合通知書により、県有財産買受申出書の提出日から起算して十五日以内に通知する。

六 契約の締結

県有財産買受申出受付確認書を受理した者は、同確認書に記載された日までに契約を締結すること。なお、契約の締結の際、契約金額の十パーセント以上に相当する額の契約保証金を納付すること。

七 売買代金の納入

売買代金（契約金額から六の契約保証金の額を差し引いた金額をいう。以下同じ。）は、原則として契約の締結日の翌日から起算して二十日以内に納入すること。なお、納入期限までに売買代金が完納されなときは契約を解除し、六の契約保証金は、県に帰属させる。

八 問い合わせ先

〒七〇〇一八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県総務部財産活用課（電話〇八六（二二六）七二三五）

〔八四〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十六年二月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十六年二月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人コウチ

三 代表者の氏名

河内 安子

四 主たる事務所の所在地

倉敷市老松町五丁目三番八一号

五 定款変更の内容

1 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業を、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業に改める。

2 理事長以外の理事はこの法人の業務についてこの法人を代表しない旨の規定を加える。

3 第二十三条中「収支予算」を「活動予算」に改める。

4 第二十三条中「収支決算」を「活動決算」に改める。

5 第二十三条中「収入」を「収益」に改める。

6 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなすこととする。

7 社員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、社員総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならぬこととする。

(1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) (1)の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 社員総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

8 定款変更をする際に所轄庁の認証を得なければならない事項を次のように改める。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

〔八五〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十六年二月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十六年二月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人助っ人

三 代表者の氏名

上原 郁子

四 主たる事務所の所在地

美作市栄町一二番地二〇

五 定款変更の内容

1 理事長以外の理事はこの法人の業務についてこの法人を代表しない旨の規定を加える。

2 第二十三条中「収支予算」を「活動予算」に改める。

3 第二十三条中「収支決算」を「活動決算」に改める。

4 第二十三条中「収入」を「収益」に改める。

5 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなすこととする。

6 社員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、社員総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならないこととする。

(1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) (1)の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 社員総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

7 定款変更をする際に所轄庁の認証を得なければならない事項を次のように改める。

(1) 目的

- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項
- 8 第五十二条及び第五十三条中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

〔八六〕家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、農林水産大臣から同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり書換交付した旨の通報を受けた。

平成二十六年二月二十八日

岡山県知事 伊原 隆 太

種畜証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11362497644	種畜の名前の変更	奥茂福	奥麗2425
11362497644	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雄牛センター	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上14 独立行政法人家畜改良センター鳥取牧場
11362498023	種畜の名前の変更	百合茂照	合幻2450
11362498023	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雄牛センター	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上14 独立行政法人家畜改良センター鳥取牧場
11362498191	種畜の名前の変更	福安照久	稔雅2459
11362498191	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雄牛センター	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上14 独立行政法人家畜改良センター鳥取牧場

〔八七〕 次の建設業者の営業所の所在地を確知できず、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該建設業者から申出がないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により、平成二十六年二月二十七日付けで、次の建設業者の許可を取り消した。

平成二十六年二月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 商号又は名称 黒住防水建設株式会社
- 二 代表者の氏名 岩橋 光春
- 三 主たる営業所の所在地 倉敷市連島町連島四一五三
- 四 許可番号 岡山県知事（般一二三）第九七七〇号
- 五 許可年月日 平成二十三年十二月二日
- 六 処分の内容 建設業法第二十九条第一項の規定による次の建設業の許可の取消し
一般建設業のうち建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、防水工事業、内装仕上工事業
- 七 教示 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内に岡山県知事に対して異議申立てをし、若しくは同日から起算して六月以内に岡山県（代表者岡山県知事）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起し、又はこれらのいずれについても行うことができる。

平成26年2月28日 岡山県公報 第11563号

〔八八〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県美作県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号 指 定 年 月 日	道 路 の 位 置	道 路 の 幅 員 (メ ー ト ル)	道 路 の 延 長 (メ ー ト ル)
岡山県指令美作局 建第六〇〇九号 平成二十六年二月 二十日	勝田郡勝央町黒土字久保田九〇番二	五・五〇	一四・五五

〔八九〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年二月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字佃三二九六一八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町早島三六二一八

有行 翼

三 許可番号

岡山県指令建指第三九二号

〔九〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年二月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字肘曲り二四二―四、二四二―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市赤浜八〇六一

瀬尾 哲也

瀬尾 美弥

三 許可番号

岡山県指令建指第二七〇号

〔九一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年二月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字新田後一六一八一―一、一六一九一七、一六一九一八、一六二二一―

二、一六二二一―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央四丁目八一―一

藤井 久則

三 許可番号

岡山県指令建指第三三五号

平成26年2月28日 岡山県公報 第11563号

◎岡山県企業局公告第一号

次のとおり未利用県有地の売払いを実施する。

平成二十六年二月二十八日

岡山県公営企業管理者

西 本 善 夫

一 物件の概要

所在地	倉敷市児島野津字長島新田二〇〇一番	地目又は構造	宅地	面積（平方メートル）	四九〇・八一	予定価格（最低売払価格）	九、八九〇、〇〇〇円	受付期限	平成二十六年七月三十一日（木）
-----	-------------------	--------	----	------------	--------	--------------	------------	------	-----------------

二 申込みの資格

日本国内に住所、事務所又は事業所を有する個人又は法人であること。ただし、次に掲げる者は除く。

- 1 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の三第一項に規定する者
- 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項に規定する者
- 3 公営企業管理者が地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当すると認められた者であつて、その認められた時から三年を経過しないもの
- 4 申込者又はその役員が岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第一号に規定する暴力団又は同条第三号に規定する暴力団員等（以下「暴力団等」という。）である者
- 5 申込者又はその役員が暴力団等の統制下にある者
- 6 申込者又はその役員が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 申込者又はその役員が岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領別表一に掲げる

措置事由に該当すると認められる者

8 その他公営企業管理者が不相当と認める者

三 用途制限

売払い物件については、売買契約書に次に掲げる用途に使用することを制限する条件を付すとともに、これらの用途に使用するおそれのある第三者へ転売し、又は貸し付けることを禁止する。

1 岡山県暴力団排除条例第二条第四号に規定する暴力団事務所その他これに類する施設の用に供すること。

2 契約の締結の日から五年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業及び同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供すること。

四 申込方法及び留意事項

1 県有財産買受申出書に必要な事項を記入の上、2の印鑑登録証明書又は印鑑証明書に係る印鑑を押印し、一の受付期限までに岡山県企業局総務企画課経営推進室に提出すること。

2 添付書類

次により発行日から三月以内の証明書を添付すること。

(1) 個人の場合 印鑑登録証明書 一通

住民票 一通

誓約書 一通

(2) 法人の場合 現在事項全部証明書 一通

印鑑証明書 一通

役員名簿 一通

誓約書 一通

3 原則として、先着順の売払いとなること。ただし、買受予定者を決定するまでの間に複数の者から申込みがある場合は、先着順の売払いによる随意契約を取りやめ、一般競争入札による売払いとする場合がある。

4 電話、ファクシミリ又は電子メールでの申込みはできないこと。

5 現状での引渡しになるので、必ず物件の下見と現状の確認を行った上で申し込むこと。

五 申込資格の確認

1 申込資格を審査し、申込資格があると認められた者に対しては、先着順の売払いとする場合には、県有財産買受申出受付確認書により、県有財産買受申出書の提出日から起算して十五日以内に通知する。ただし、一般競争入札による売払いとする場合には、別途その旨を通知する。

2 申込資格を審査し、申込資格がないと認められた者に対しては、県有財産買受申出不適合通知書により、県有財産買受申出書の提出日から起算して十五日以内に通知する。

六 契約の締結

県有財産買受申出受付確認書を受理した者は、同確認書に記載された日までに契約を締結すること。なお、契約の締結の際、契約金額の十パーセント以上に相当する額の契約保証金を納付すること。

七 売買代金の納入

売買代金（契約金額から六の契約保証金の額を差し引いた金額をいう。以下同じ。）は、原則として契約の締結日の翌日から起算して二十日以内に納入すること。なお、納入期限までに売買代金が完納されなるときは契約を解除し、六の契約保証金は、県に帰属させる。

八 問い合わせ先

〒七〇〇一八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県企業局総務企画課経営推進室（電話〇八六（二二六）七五四五）

◎岡山県選管告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成二十六年二月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

一 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部
政治団体の名称

代表者氏名

会計責任者氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

一以上の市町村等の区域を単位として設けられた支部

日本維新の会倉敷市支部

赤 沢 幹 温

守 屋 光 信

倉敷市玉島勇崎八〇四

平成二六・一・三〇

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者氏名

会計責任者氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

石井由紀子後援会

石 井 邦 雄

石 井 邦 雄

浅口市鴨方町深田五一―一三

平成二六・一・七

石浦長年後援会

石 浦 長 年

畑 森 恵 子

勝田郡勝央町黒土四六八―三〇

一・二八

住重労働政治活動委員会玉島支部

高 木 義 朗

三 宅 俊 之

倉敷市玉島乙島八二三〇住友重機械労働組合連合会玉島地方本部内

一・九

税理士による加藤勝信後援会

江 原 和 之

岡 本 章

笠岡市笠岡五一〇六

一・三〇

たけもと幸久後援会

竹 本 幸 久

竹 本 光 子

浅口市寄島町一二一五五―一四二

一・二七

土田正雄後援会

土 田 正 雄

三 好 啓 介

小田郡矢掛町上高末二〇八八―一

一・二三

津山の未来を創る会

山 本 智 英

二 木 美 峰 子

津山市山北四四八―三 二F

一・一六

中西ひろやす後援会

小 松 原 博 身

子 川 み わ

備前市西片上一二五九

一・八

森本よう子後援会

森 本 洋 子

佐 藤 百 合 子

〃 蕃山五〇九―一

一・二〇

◎岡山県選管告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつた。

平成二十六年二月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

一 政党の支部

政治団体の名称

異動事項

新

旧

届出年月日

自由民主党岡山県倉庫支部

会計責任者

矢吹正

藤井倫雄

平成二六・一・三一

自由民主党岡山県総社市第一支部

主たる事務所の所在地

総社市南溝手四一四一二

総社市西阿曾四〇五

平成二六・一・一五

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

異動事項

新

旧

届出年月日

安部政敏後援会

会計責任者

安部由枝

安部嘉邦

平成二六・一・二二

鶴川晃匠後援会

代表者

安江文男

丸上浮雄

平成二六・一・二〇

江本公一後援会

主たる事務所の所在地

総社市南溝手四一四一二

総社市西阿曾四〇五

平成二六・一・一〇

大森雅夫後援会

〃

岡山市北区東古松三三三三ウイック
ルム東古松BⅤ

岡山市北区泰還町二一三三四

平成二六・一・一五

〃

会計責任者

羽原康

久米田真志

平成二六・一・二七

税理士による片山虎之助後援会

〃

姫井繁彦

森末英男

平成二六・一・二七

千間かつみ後援会

主たる事務所の所在地

岡山市南区妹尾一八三六一

岡山市南区妹尾二四八一

平成二六・一・一四

高岡かずま後援会

会計責任者

中島政也

高岡松夫

平成二六・一・三〇

山野とよひさ後援会

代表者

川上洋司

川田道博

平成二六・一・一六

◎岡山県選管告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成二十六年二月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研吾

一 政党の支部

政治団体の名称

代表者氏名

解散年月日

自由民主党岡山県津山市・苫田郡第三支部

谷口 圭三

平成二五・一二・三一

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者氏名

解散年月日

安東章治後援会

安東 勝行

平成二五・一二・三一

住重芳連玉島地方本部政治活動委員会

高木 義朗

平成二六・一・一四

中西ひろやす後援会

小松原 博身

平成二三・四・一

◎岡山県選管告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。

平成二十六年二月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	届出年月日
石浦長年	勝央町議会議員	石浦長年後援会	勝田郡勝央町黒土四六八一三〇	石浦長年	平成二六・一・二八
竹本幸久	浅口市議会議員	たけもと幸久後援会	浅口市寄島町一二一五五一一四二	竹本幸久	一・二七
森本洋子	備前市議会議員	森本よう子後援会	備前市蕃山五〇九一一	森本洋子	一・二〇

◎岡山県選管告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十六年二月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
千間勝己	岡山市議会議員	千間かつみ後援会	主たる事務所の所在地	岡山市南区妹尾一八三六一	岡山市南区妹尾二四八一